

副本

平成31年(ネ)第54号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 高野邦夫

被控訴人 国

口頭弁論再開申立書

令和元年7月30日

広島高等裁判所第3部 御中

被控訴人指定代理人	増原英司	
	山西浩仁	
	光成崇	
	家本由美子	
	岡野大祐	
鍛治翔太郎		

本件については、令和元年6月26日口頭弁論期日をもって弁論を終結し、判決言渡期日として同年8月28日午後1時15分が指定されていたところであるが、下記の理由により口頭弁論を再開願いたく申し立てる。

なお、略語等は、準備書面の例による。

記

被控訴人は、本件訴訟の争点の一つである「本件告訴状の回付が、刑訴法260条後段所定の『告訴』のあった『事件を他の検察庁の検察官に送致したとき』に該当するか否か」について、これまで被控訴人の令和元年6月14日付け第3準備書面等において、本件告訴状の回付は、上記「送致」には当たらない旨主張してきたところである。被控訴人は、口頭弁論終結後、口頭弁論期日における裁判所の疑問を踏まえ、新たに令和元年7月5日付け第4準備書面を提出して、従前の主張を補充・整理したところであり、口頭弁論期日において同準備書面を陳述させていただきたく、口頭弁論の再開を申し立てる次第である。